

しがの農業緊急雇用促進事業助成金交付要綱

令和3年4月1日付け滋農会第48号
一般社団法人滋賀県農業会議会長通知

(趣旨)

第1条 会長は、農業を職業として選択する人材を確保し、滋賀県農業の担い手確保・育成につなげるため、農業法人等が新規就農者を雇用し、技術・経営ノウハウ等を習得させるために実施する研修に要する経費等について、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その助成に関しては、しがの農業緊急雇用促進事業令和3年度募集要領（以下、「募集要領」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成金額等)

第2条 この要綱の対象となる経費および助成額は、次のとおりとする。

対象経費	助成額
募集要領Ⅲの要件を満たし、募集要領Ⅰの助成対象経費において、新規就農者を雇用し、技術・ノウハウ等を習得させるために実施する研修等に必要経費	法人等就業研修生1人あたり12か月につき120万円を上限とする

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、募集要領Ⅲ1に掲げる要件を満たす者とする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (4) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 上記（1）から（4）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の申請をしようとする者は、助成金交付申請書（別記様式研第1号）を会長に提出するものとし、添付書類、提出部数および提出期日は、次のとおりとする。

(1) 添付書類

会長は、必要に応じ添付書類の提出をもとめることができる。

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期日

申請書の提出は、会長が別に定める日までとする。

(助成金の交付決定)

第5条 会長は、助成金等の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、その内容を審査し、助成金の交付を決定すべきものと認めたときは、速やかに助成金等の交付を決定するものとする。

2 助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) この要綱の規定および募集要領、その他交付決定の際に付した条件を遵守すること。

3 会長は、助成金の交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容およびこれに条件を付した場合は、その条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 助成金の取り下げをする期日は、助成金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(実施状況の調査)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、「助成金受給者」に対し、研修の実施状況等について調査を行い、または報告を求め、その結果に基づいて必要な指示または指導をすることができる。

(実績報告等)

第8条 助成金受給者は、会長が別に定める期間ごとに事業が完了したときは、助成金実績報告書(別記様式研第2号)に会長が別に定める書類を添えて、会長に報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる事業等の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金受給者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第10条 会長は、助成金受給者が、助成金を他の用途に使用し、その他事業に関して助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令等またはこれに基づく会長の処分違反したときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。助成金受給者またはその役員等が第3条各号のいずれかに該当する事実が判

明した場合についても、同様とする。

(助成金受給者の責務等)

第11条 助成金受給者は、研修計画等に掲げる研修について責任をもって実施するとともに、募集要領およびこの要綱で定める事項を遵守するものとする。

(助成金の返還)

第12条 会長は、助成金受給者が、次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) 募集要領VI(7)に掲げる事項に該当するに至ったとき。

(2) 第3条ただし書きに掲げる各号に該当するに至ったとき。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の助成金から適用する。